

令和5年第2回本巢市議会臨時会議事日程（第1号）

令和5年5月11日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議席の指定及び一部変更について
- 日程第5 常任委員会委員の選任について
- 日程第6 報告第5号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）
- 日程第7 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 議案第39号 令和5年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議席の指定及び一部変更について
- 追加日程1 総務企画委員会委員辞任の許可について
- 第5 常任委員会委員の選任について
- 第6 報告第5号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）
- 第7 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）
- 第8 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第9 議案第39号 令和5年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について

出席議員（16名）

1番	吉村知浩	2番	高橋知子
3番	瀬川照司	4番	飯尾龍也
5番	片岡孝一	6番	高橋時男
7番	寺町茂	8番	澤村均
9番	高橋勇樹	10番	今枝和子
11番	高田浩視	12番	河村志信
13番	鏝本規之	14番	臼井悦子

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤原 勉	副 市 長	久 富 和 浩
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	村 澤 勲
企 画 部 長	林 玲 一	市民環境部長	青 木 竜 治
健康福祉部長	小 椋 真 二	産業建設部長	高 木 孝 人
林 政 部 長	高 井 和 之	上下水道部長	谷 口 博 文
教育委員会 事務局長	瀬 川 清 泰	会計管理者	川 口 直 紀

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保 守 康	議 会 書 記	山 本 憲
議 会 書 記	廣 瀬 知 倫	議 会 書 記	後 藤 謙 治

開会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまから令和5年第2回本巣市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に、会議規則第81条の規定により、議席番号7番 今枝和子君と9番 河村志信君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大西徳三郎君）

諸般の報告を行います。

最初に、私より報告いたします。

それでは、会議について報告させていただきます。

第106回東海市議会議長会定例会が4月13日に三重県松阪市において開催され、副議長とともに出席しましたので、報告いたします。

初めに会務報告があり、その後、議案の審議に入りました。議案は、带状疱疹ワクチンの定期接種化について、脱炭素社会の実現に向けた支援について、児童・生徒の教育支援の充実について、きれいで豊かな伊勢湾の実現に向けた取組の強化についての要望議案4件と、令和4年度の会計決算認定に係る議案2件、令和5年度の負担金及び予算関係の議案4件のほか、令和6年度定期総会の開催地を岐阜市とすることについて、並びに令和5年度、本巣市を含むでありますけど、役員を選任についての議案2件が提出され、全ての議案について可決・認定されました。

また、同日開催されました東海市議会議長会理事会に出席し、第106回東海市議会議長会定例総会の議決事項の承認について、次回以降の理事会について、全国市議会議長会役員についてが協議され、全て原案のとおり承認されました。

以上、会議についての報告といたします。

なお、総会等の資料につきましては、議会事務局に保管してありますので、必要な方は御覧になっていただきたいと思います。以上です。

次に、議会だより編集特別委員会の報告をお願いします。

委員長 白井悦子さん。

○議会だより編集特別委員会委員長（白井悦子君）

議会だより編集特別委員会から報告いたします。

議会だより第78号につきましては、5月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、3月に開かれました第1回定例会の内容が主なものとなっております。

表紙には、園庭でボール遊びをする本巣幼稚園の園児たちの写真を掲載しました。2ページからは第1回定例会で議決された当初予算の内容と主な議案について、審議結果及び各議員の表決、一般質問、議員活動日誌、委員会活動、本巣市有林の伐採と百年先の森林づくり、議員研修、黒田芳弘議員の議員辞職、地方財政委員会の順に掲載しました。

今回は、令和5年3月24日、3月30日、4月6日、4月14日の計4回、委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、第3回定例会の内容を主なものとして、8月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君）

次に、市長より行政報告をお願いいたします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして御報告を申し上げます。

さきの令和5年第1回定例会におきまして御報告を申し上げて以降、2月下旬の岐阜県における1日当たりの新規陽性者数は1週間平均で300人台となり、病床使用率は10%台まで低下し、救急搬送困難事案も一定程度減少して医療負荷の状況が改善されましたことから、岐阜県の感染状況の判断がレベル1の感染小康期に見直されました。

また、政府対策本部におきまして、3月13日以降のマスク着用の考え方が見直されたことにより、岐阜県におけるマスク着用について、着用は個人の判断に委ね、医療機関受診時や高齢者施設、障がい者施設を訪問するとき、混雑した電車やバスに乗車するときなどはマスクの着用を推奨することとされました。

本巢市におきましては、市民の生命と健康を守り、市民生活に不可欠な行政サービスを継続していくため、市民と会話を行う庁舎内では職員はマスクを着用することとし、職員には家族を含めあらゆる機会において新型コロナウイルスが潜んでいることを常に認識し、感染しない、感染させないための基本的な感染防止対策を徹底させることといたしました。

他方では、政府の対策本部におきまして、5月8日から新型コロナの感染症法上の分類を5類に位置づけを変更することが決定されたことから、岐阜県はその対応としまして、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本としつつ、高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な場面ではマスクの着用を推奨することとしました。また、小まめな手洗い、消毒、定期的な換気を推奨し、療養期間における外出自粛は求めず、濃厚接触者の特定や濃厚接触者に対する外出自粛の推奨は行わないことといたしました。これを受けまして、本巢市では、5月2日に第14回本巢市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、5類移行後の市の対応といたしまして、市民への感染を防ぐため、当分の間、窓口等での対面による業務について、職員はマスクを着用し、感染防止対策に努めることとし、手指消毒や小まめな手洗い、定期的な換気を行い、5月8日以降も慎重な感染対策に取り組むことといたしました。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に変更になったとはいえ、感染力の強さや、高齢者や基礎疾患のある方の感染による重症化リスクの高さ等の新型コロナの実態には変わりはありません。また、新たな変異株の出現の可能性も考えられます。そのため、これまでの対応の知見等も活用しつつ、必要な方が適切な医療を受けられるよう、岐阜県と連携しながらこれからも市民の皆様の命を守るための取組を行ってまいります。

このような中、市内の感染状況につきましては、2月には274人でしたが、3月には80人、4月には52人と減少しております。なお、これまでの市内感染者数の累計は5月8日現在、9,213人となっております。

次に、令和5年第1回西濃環境整備組合議会定例会が3月28日に開催されましたので、その概要につきまして御報告を申し上げます。

提出されました案件は、1. 西濃環境整備組合監査委員の選任同意について、2. 西濃環境整備組合個人情報保護法施行条例の制定について、3. 西濃環境整備組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、4. 西濃環境整備組合職員の定年等に関する条例の一部改正について、5. 令和5年度西濃環境整備組合一般会計予算、6. 令和5年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦方法についての6件でございます。

まず、西濃環境整備組合監査委員の選任同意につきましては、神戸町長の藤井弘之氏の選任について同意されました。

次に、西濃環境整備組合個人情報保護法施行条例の制定についてでございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により個人情報保護制度が見直され、地方公共団体にも個人情報の保護に関する法律が適用されるため、条例を新たに制定するものでございます。

次に、西濃環境整備組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてでございますが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、地方公共団体の執行機関に直接適用される法の規定が議会については適用対象外とされており、議会における個人情報の取扱いについて、議会独自の条例を新たに制定するものでございます。

次に、西濃環境整備組合職員の定年等に関する条例の一部改正についてでございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、国家公務員に準じて職員の定年年齢を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、必要な事項を規定するため改正するものでございます。

次に、令和5年度西濃環境整備組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億3,079万9,000円でございます。主にじんかい処理費の増額によりまして、前年度対比27.6%増、3億9,547万7,000円の増額となっております。

歳入におきましては、市町分賦金14億8,174万5,000円、ごみ処理手数料等2億6,495万7,000円が主なものでございます。

また、歳出におきましては、ごみ処理に係る光熱水費等の需用費8億3,562万8,000円、流動床炉及び溶融炉の定期修繕のほか、溶融炉中央監視設備更新工事などに伴う工事請負費2億9,294万7,000円及び一般廃棄物処理事業債の償還元金及び利子1億9,333万6,000円が主なものでございます。

次に、令和5年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦方法についてでございますが、ごみ処理関係分賦金14億4,543万1,000円及び屋内温水プール関係分賦金3,631万4,000円の合計14億8,174万5,000円を構成市町の搬入量割、人口割、均等割により各市町の負担割合を定めるものでございまして、令和5年度の本巢市の負担額は全体の15.29%に当たる2億2,651万2,000円でございます。

提出されました議案は、いずれも原案のとおり可決されましたので、御報告をいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議席の指定及び一部変更について

○議長（大西徳三郎君）

日程第4、議席の指定及び一部変更についてを行います。

今回当選されました吉村知浩君、寺町茂君、澤村均君の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、吉村知浩君の議席を1番、寺町茂君の議席を7番、澤村均君の議席を8番に指定します。

3名の議席の指定に関連し、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部変更を行います。変更する議席は、お手元に配付の議席表のとおりであります。

お諮りします。議席の指定及び一部変更をすることについての御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議席の指定及び一部変更については、先ほど申し述べたとおりに決定いたしました。

議事の都合上、暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（大西徳三郎君）

再開をいたします。

お諮りします。先ほど、総務企画委員会委員 高田浩視君から、一身上の都合により辞任願が提出されました。

ここで総務企画委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程1とし、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、総務企画委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程1とし、議題とすることに決定いたしました。

追加日程1 総務企画委員会委員辞任の許可について

○議長（大西徳三郎君）

追加日程1、総務企画委員会委員辞任の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥のため、高田浩視君の退場を求めます。

〔11番 高田浩視君 退場〕

お諮りします。総務企画委員会委員 高田浩視君の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、総務企画委員会委員 高田浩視君の辞任の許可については、許可することに決定いたしました。

総務企画委員会委員の辞任の許可についてが終了しましたので、高田浩視君の入場を許可します。

〔11番 高田浩視君 入場〕

高田浩視君に申し上げます。高田浩視君の総務企画委員会委員辞任を許可することに決定いたしました。

日程第5 常任委員会委員の選任について

○議長（大西徳三郎君）

日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私よ

り指名をいたします。

予算決算委員会に吉村知浩君、寺町茂君、澤村均君、以上3名を、総務企画委員会に吉村知浩君を、文教福祉委員会に澤村均君を、産業建設委員会に寺町茂君を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

日程第6 報告第5号（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第6、報告第5号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第5号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）でございます。

令和5年1月24日に岐阜市柳津町地内において発生した公用車の事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償金を決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

報告第5号の補足説明を村澤総務部長に求めます。

村澤総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、報告第5号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）の補足説明をいたします。

お手数でございますが、議案書2ページ、専決処分書を御覧いただきたいと思います。

最初に事故の概要を説明させていただきます。

令和5年1月24日午後3時頃、岐阜市柳津町下佐波3丁目7番地の株式会社ケアリーの施設駐車場において、福祉敬愛課職員が運転する公用車が当該駐車場から左折した際、相手方の駐車場ポールに接触し、破損させたものでございます。

次に、相手方でございますが、岐阜市柳津町下佐波3丁目7番地、株式会社ケアリー代表取締役船見友美氏でございます。

次に、和解の内容でございますが、損害賠償金として14万9,270円を支払い、相互にその他に何

ら債権債務がないことを確認するものでございます。

賠償金につきましては、全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

なお、過失割合は市が10割でございます。

以上、報告第5号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

以上で報告第5号の報告を終わります。

日程第7 報告第6号及び日程第8 報告第7号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第7、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）から日程第8、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）でございます。

令和5年度の地方税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日、本巢市税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日、本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、詳細につきましては、報告第6号は総務部長から、報告第7号は市民環境部長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

報告第6号の補足説明を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要1ページをお開きください。

初めに、改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことにより、所要の改正を行ったものでございます。

なお、今回の改正につきましては、個人市民税、固定資産税、軽自動車税が主な改正点でございます。

それでは、改正内容につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、個人住民税でございますが、森林環境税の導入に伴いまして、本則の改正といたしまして、ア、第34条の9関係、ウ、第38条関係、エ、第41条関係、オ、第44条関係、キ、第47条関係、ク、第47条の2関係及び、ケ、第47条の6関係において、森林環境税の賦課徴収の方法などについて条文を整備するものでございます。

この森林環境税につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年4月1日に施行され、令和6年度から市区町村において、個人住民税均等割と合わせて1人年額1,000円を徴収し、その税収は全額が森林環境譲与税として県や市町村へ譲与されるというものでございます。

次に、1ページにお戻りいただきまして、イ、第36条の3の2関係につきましては、地方税法の改正に伴い、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について簡素化するため、条文を整備するものでございます。

次に、カ、第46条関係、コ、第48条関係、サ、第50条関係につきましては、地方税法施行規則様式の新設に伴い、条文を整備するものでございます。

なお、この地方税法施行規則様式の新設による改正につきましては、たばこ税に関するス、第98条関係、セ、第101条関係においてもそれぞれ条文を整備するものでございます。

次に、附則の改正でございます。

3ページになりますが、ア、第8条関係につきましては、地方税法附則の改正に伴い、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を令和9年度まで延長するものでございます。

次のイからキまでは固定資産税関係でございます。

イ、第10条関係につきましても、地方税法附則の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る特例が削除されたことから、条文を整備するものでございます。

ウ、第10条の2関係及びエ、第10条の3関係につきましては、地方税法附則の改正に伴い、長寿命化に資する大規模修繕工事が行われた特定マンションに対する特例措置が新設されたことにより、条文を整備するものでございます。

次に、オ、第10条の4関係、カ、第10条の5関係では、地方税法附則の改正に伴い、それぞれ記載の災害に対する固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期間をそれぞれ2年度分延長するものでございます。

また、キ、第10条の6関係につきましては、令和2年7月豪雨による固定資産税の課税標準の特例措置について規定する地方自治法附則の新設に伴いまして、条文を整備するものでございます。

次に、軽自動車関係でございます。

恐れ入りますが、2ページをお願いいたします。

まず、本則の改正になりますが、シ、第82条関係につきましては、地方税法施行規則の改正に伴い、原動機付自転車に係る三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの、または定格出力が0.25キロワットを超えるものから三輪以上の特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードを除外するため、条文を整備するものでございます。ちなみに、電動キックボードの税額は2,000円となります。

3ページにお戻り願います。

軽自動車税関係の附則の改正でございますが、一番下のケ、第15条の2関係につきましては、地方税法附則の改正に伴い、燃料基準等の不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなし、環境性能割の納税不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げるものでございます。

次に、サ、第16条関係につきましては、地方税法附則の改正に伴い、種別割のグリーン化特例の適用期限を3年延長するものでございます。

次に、シ、第16条の2関係につきましては、地方税法附則の改正に伴い、燃料基準等の不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなし、種別割の納税不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げるものでございます。

最後になりますが、ス、第17条の2関係につきましては、地方税法附則の改正に伴い、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を令和8年度まで延長するものでございます。

以上、主な改正につきまして説明をさせていただきましたが、その他につきましては、引用条項及び項ずれ、字句等の改正でございます。

なお、この改正の施行日につきましては、それぞれ括弧書きの記載のとおりでございます。

以上、報告第6号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

報告第7号の補足説明を青木市民環境部長に求めます。

青木部長。

○市民環境部長（青木竜治君）

それでは、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして補足説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の議案概要の28ページを御覧ください。

1の改正趣旨でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税について負担の適正化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございます。

1の2条関係でございますが、国民健康保険税の課税額であります後期高齢者支援金等課税額に

係る課税限度額を現行の20万円から2万円増額し、22万円に引き上げるものでございます。

2の23条関係でございます。

国民健康保険税の減額では、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得をそれぞれ見直すものでございます。具体的には、同条第2号の5割軽減につきましては、基礎控除額の43万円に加える被保険者に乗ずる額、1人当たり現行28万5,000円から29万円と5,000円引き上げ、同条第3項の2割軽減につきましては、基礎控除額の43万円に加える被保険者に乗ずる額、1人につき現行52万円から53万5,000円と1万5,000円引き上げるものでございます。

その他の改正につきましては、対応する法令の規定の改正等により規定を整備するものでございます。

3. 適用関係でございますが、施行期日は令和5年4月1日からでございます。

また、改正後の本条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前のおりというところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

報告第6号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第6号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第6号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 澤村均君。

○8番（澤村 均君）

ただいまの森林環境税について、私の議員になった頃にできた制度でございまして、賛成した立場からもうちょっと突っ込んだ話をしたいんですが、今、国のほうで、この森林環境税も2年延期して、使用内容が防衛費に充てる云々という話が国会でもありました。これは本来、全く使用目的が違うということで、これには強く反対をいたしたいと思っております。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対討論がありました。

賛成の討論はありませんか。

[挙手する者あり]

道下議員。

○15番（道下和茂君）

森林環境譲与税、またそれが森林環境税に変わるわけですが、日本の山林をよりよく整備する、もっと整備が必要だということから長年にわたり計画され、これがようやく環境税として徴収されるということですので、森林整備のためにも、ぜひとも賛成を賜りたいと思います。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより報告第6号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。御着席ください。したがって、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第7号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

道下君。

○15番（道下和茂君）

2,000円から5,000円、それぞれ上限が上がるわけですが、この目的は適正化を図るということでございますけど、適正化はこれによってどういうふうに関われるのかお聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

青木部長。

○市民環境部長（青木竜治君）

今回の改正は、後期高齢者支援課税額の限度額、減額する限度額の上限を5割軽減については、被保険者に乗ずる金額を28万5,000円から29万に、2割軽減につきましては、被保険者に乗ずる金額52万から53万5,000円に上がるということですが、これにつきましては中所得者層の被保険者の負担を配慮した国保税の見直しということになりますので軽減対象の方が広がるということとなります。軽減対象に係る世帯の拡大ということとなっております。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第7号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、報告第7号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 澤村議員。

○8番（澤村 均君）

何が何でも反対ということじゃなくて、多少理解もしていない部分もあるんですが、後期高齢者の話が先ほど出ましたけど……。

[「後期高齢者は申し訳ございません」と呼ぶ者あり]

違う、ごめん。幅を、低い層を上げるのか、その平均化を図るのかという話なんですけど、ちょっと僕、理解がいまいちなんですけど、負担料が増えること自体、今のどちらの割合が多いかという今説明をされたんですけど、軽減されるという意味ならそれでいいんですが、私の理解がちょっと浅かったんで、ちょっと今のこれは説明を求めたということなんですけど、取りあえずこの件に関しては、私は保留したいので、一応反対の意見とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

反対討論ということですね。

○8番（澤村 均君）

はい。

○議長（大西徳三郎君）

分かりました。

ただいま反対討論がありましたけど、ほかに賛成の討論はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 高田君。

○11番（高田浩視君）

やっぱり国民健康保険、これから後期高齢者の方が、団塊の世代が社会保険から加入される方もどんどん増えてくると思います。そういう面の中でやっぱり応分の負担をしていただかないといけないというもので、ここは早急に対応していくべきであるということと、やっぱり全ての生活困窮者の方は、しっかり手当てをして、給料が上がってきてちゃんと払える方には応分の負担をしていただくという意味で、こういう改正は早急に対応したほうが僕はいいと思いますので、賛成の立場

で意見を言わせていただきます。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより報告第7号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第9 議案第39号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第9、議案第39号 令和5年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは提案説明を申し上げます。

議案第39号 令和5年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,627万4,000円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、デジタル田園都市国家構想交付金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金の新規計上、並びに個人番号カード交付事務費補助金、財政調整基金繰入金の増額でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、マイナポイントの申込期限が9月末まで延長されたことに伴う人材派遣委託料の新規計上、食費等の物価高騰に直面している低所得の子育て世帯を支援するため、児童1人当たり5万円の特別給付金の給付に伴う時間外勤務手当、消耗品費、役務費、システム改修委託料及び子育て世帯生活支援特別給付金の新規計上、並びにデジタル田園都市国家構想交付金事業の実施に伴う委託料、使用料及び賃借料等の増額、並びに委託料の減額でございます。

詳細につきましては、副市長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第39号の補足説明を久富副市長に求めます。

久富副市長。

○副市長（久富和浩君）

それでは、議案第39号 令和5年度本巣市一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の臨時会議案のつづりの14ページの次でございます一般会計補正予算書（第2号）の1ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、第1条でございますが、既存の予算に歳入歳出それぞれ1億6,627万4,000円を追加し、総額を227億3,627万4,000円とするものでございます。

補正予算の内容でございますが、概要をまとめた資料がございますので、そちらで説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案概要のつづりの39ページをお開き願います。

令和5年度5月補正予算の概要でございます。

まず、歳入でございますが、国庫補助金1億627万4,000円の補正につきましては、説明欄の1行目、マイナンバーカードの新規取得者に付与されますマイナポイントの申込期限が9月末までに延長されたことに伴い、個人番号カード交付事務補助金469万3,000円の増額をお願いするもので、事業に対する国の補助率は10分の10でございます。

その下のデジタル田園都市国家構想交付金7,235万4,000円につきましては、行政手続等のデジタル化を図るための交付金の新規計上をお願いするもので、事業に対する国の補助率は2分の1でございます。

その下の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金2,750万円につきましては、食費等の物価高騰に直面している低所得の子育て世帯に対する生活支援を行うための特別給付金に係る補助金と、その下、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金172万7,000円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金支給に係る事務費に対する補助金の新規計上で、支給に対する国の補助率は、事務費を含めまして10分の10でございます。

その下、繰入金、財政調整基金繰入金6,000万円につきましては、財源調整による増額でございます。

40ページをお願いします。

次に、歳出でございますが、総務費の2行目、企画費318万円につきましては、マイナポイントの申込期限が9月末までに延長されたことに伴い、国庫補助金の個人番号カード交付事務補助金を活用した人材派遣委託料の新規計上でございます。

その下の電算管理費1億4,470万8,000円につきましては、行政手続のデジタル化により市民の利便性の向上等を図るため、書かない窓口システム、オンライン申請システム及び地図情報提供システムなどデジタル田園都市国家構想交付金事業の実施に伴う委託料9,274万4,000円、使用料及び賃借料4,372万4,000円及び備品購入費824万円の増額でございます。

また、総務費の一番上の一般管理費64万円及び同じく4段目の賦課徴収費1,223万2,000円の減額

につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金事業の対象となる航空写真撮影業務委託料等の電算管理費への一部組替えによる減額でございます。

その下、民生費の子育て世帯生活支援特別給付金給付費2,922万7,000円につきましては、国庫補助金の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金を活用いたしました食費等の物価高騰に直面している低所得の子育て世帯を支援するため、児童扶養手当受給者及び住民税均等割が非課税の子育て世帯に児童1人当たり5万円を子育て世帯生活支援特別給付金として給付するための事務に携わる職員の時間外勤務手当53万8,000円、消耗品費6万6,000円、案内文書等の発送に伴います役務費13万3,000円、児童手当等のシステム改修委託料99万円に加えまして、550人分を見込んだ給付金2,750万円の新規計上でございます。

一番下の予備費203万1,000円につきましては、調整により増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

このデジタル化ということについて分からないところがありますので、説明を求めます。

この中のもっとずっと楽々手続ということは記載をされております。金額としては3,500万円超ということになっております。読んでみますと、これはローソンとか何とかでも、印鑑証明なのか住民票なのか知りませんが、取れるというシステムが今でもあるわけなんですけれども、またそれを充実するためにこれを導入するのかということも含めて、私はあまりよく分かりませんので聞くわけであります。

今般、たまたまテレビを見ておりましたら、他人の住民票が出てきてしまったという問題が起きて、デジタル庁のほうからも遺憾であるというような言葉が出ているわけであります。そういう中において、まだ完璧とは言えない状況があるわけであります。

そういう中で、今回このシステムを導入するということについて、このもっとずっと楽々手続という中において、何と何と何、どういうものがそのデジタル化によって市民が手に入れることができるのか、その説明がいまだに行われていない中において、何と何と何と何をデジタル化にして、庁舎に来なくても、サークルKかローソンか知りませんが、コンビニ店かな、そういうところからでも仕入れることができるのかということについて、どこまでの範囲内なのかお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

林企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お尋ねいただきました2点について御回答申し上げます。

まず、議員御指摘の現在報道されておりますコンビニでの住民票の誤交付、これにつきましては、コンビニ交付といった手続でございまして、またちょっと別、今回デジ電を活用した事業とは別のものになります。

今回御質問いただいております楽々申請手続については、まず市民の方が転出される手続、もしくは市外からの転入、それに伴う子育て世帯であれば児童手当の各種手続等々が各個人のスマートフォンを活用して電子申請ができるといった手続を現在想定して進めております。

したがいまして、時間が、スマートフォンからですので24時間申請が来庁することなくできる形を目指しておる事業でございます。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

今説明の中で、本巢市から出ていく人、また本巢市に入ってくる人、そういう人の手続がスマートフォンで24時間できますよと。露骨なことを言うならそれだけのことなんです。それだけのことに1億4,000万も金を投資するだけの価値があるのか否かということになる。もっとほかのメリットがあるのか否か。本巢市においては、入ってくる人と出ていく人、その人数なんていうのは極端に多いとは言えないわけなんです。それならその人に来てもらって、露骨なことを言うなら、1万円あげるから自分で手続してくださいと言った方がよほどか安く済むんじゃないかなあという思いがするわけでありまして。これ以外に何かあるのかお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

林企画部長に答弁を求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

今回の事業総額は1億4,000万円規模でございまして、先ほど御質問いただきましたもっとずっと楽々手続につきましては、御指摘いただいております3,545万円4,000円を活用し、スマートフォンからなどからの電子申請を目指すものでございます。

そのほかには、書かない窓口、これについては各種手続で同じ住所、氏名を何度か書く手間を省いて、庁舎の混雑解消等々を目指した書かない窓口システムに6,347万2,000円。あとは、市民の方に地図情報等々、事業者も含めてですが、ネット上に公開させていただいて、利活用で利便性向上を目指す事業という構成になっております。

事業のそれぞれの内訳については以上ですし、申請手続は現在住民の転入出の手続を中心にしておりますが、あとはできる手続を広げていく、広がったときにもそれを受け入れる基盤を整備ということでございますので、現在デジタル庁の進めております電子化の流れを受けまして、さらに今

後は手続できる申請等も増えていくかということをご現在考えております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

今の中で基盤の整備等々、また今新庁舎を本巢市は造っている最中です。もう1年数か月たてば新庁舎が完成するわけでありまして。今、仮にこのシステムを分庁舎、どこの分庁舎でも結構なんですけれども、そこに設置をする。そうすれば設置するための費用が当然要るであろう。新庁舎ができたときに、またそのシステムを新庁舎に移行しなければいけない。そのお金はかかるのか、かからないのか。もしかかるとするならいかほどかかるのか。そういうことも含めて、この内容についてはもう少し分かりやすいような説明をしていただかないと、どう見てもよく分からない。

ですから新庁舎ができたときに、今分庁舎方式でやっている。平等ということを考えれば、全部の分庁舎に導入をしなければいけない。けれども、庁舎が1つになったときには、それを一ところに持ってこなければいけないだろうという、まずその手続に費用がどの程度かかるのか。見込みで結構でございます。

それから基盤整備という。私はあまりコンピューターのことはよく分かりませんが、早い話が、システムを、何々をこういうことをやりますよということの後で入力をして、そして基盤というものをつくって、それで何か起きたときにその基盤を使って配付ができるというためには、基盤というものがきちんとプログラムされていなければいけないだろうと。そのプログラムの内容をどの程度のものにするのかということをお先ほどからお尋ねをしているわけでありまして。そのことについての御回答をまだいただいておりますので、改めて質問をさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

林企画部長に答弁を求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、2点お答えさせていただきます。

まず、移転費用についてです。これは現在想定しておりますのは、真正分庁舎の混雑解消も併せて、導入し解消しながら、その規模で新しい庁舎に行くときには、当然、お客の来庁者数に合わせてそういったコンピューターの台数は相当規模必要でございますので、今、改めて動いたときには特別な費用は現在想定しておりません。持ち運んで、電子システムですので、サーバーも庁舎に置いているという、クラウドの形を取っておりますので基本的には想定しておりません。職員が持ち運び、設置すれば、これは活用できるというものでございます。

あと、もう一点の基盤整備といったところが十分な説明ができておりませんでしたので、ちょっともう少し平たく説明をさせていただきます。

情報の基盤整備といいますのは、例えば先ほど転入手続、転出手続、または子育て世帯の児童手

当、独り親世帯の児童扶養手当等々の手続をスマートフォン、外部から来庁することなく申請を受け付ける、要は受入れの基盤を整備しておく。その後、そのほかの手続もどんどん進んでいった場合にはその受入れ基盤を使ってできる手続を増やしていくというものでございまして、今は転入・転出中心の手続になっております。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありますか。

[挙手する者あり]

それなら4回目ですけど、発言を許します。

○13番（鏑本規之君）

どんなに聞いてもよく理解ができない。理解のできないのは私が頭が悪いということで、自分なりに理解するしかないかなという思いをしておるわけであります。このデジタル化においては、何遍聞いても、今から10回聞いても多分同じ答えしか出さないだろうというふうに思っております。

もう一点の子育て支援のことについて伺いたします。

支援という形で、独り親の方が何名と、また低所得者と言われる方のほうが何名ということで記載をされているわけでありましてけれども、これは本巣市の児童全体から見て何%ぐらいに当たるのかお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

小椋健康福祉部長に答弁を求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それではお答えいたします。

先ほどの全協の場面で高橋議員からも同様な御質問がありました。先ほどの全協のときに、後ほどという御回答をさせていただきましたが、実は、この辺りのいわゆる分母を何に持っていくかところで割合というのが決定します。このような調査といいますか、このような数字というのは実は持ち合わせておらず、先ほどの待ち時間の間に岐阜県にも同様の質問をして回答をもらったところ、やっぱり県も持っていないということであります。今後、そういった数字につきましては、私どものほうで、市のほうで分母を何かいづれかに設定して、それに対して例えば今回の給付金、過去の給付金も含めてどれぐらいの割合なのかという数字は持ち合わせたいなどは、そういうふうに考えておりますので、その数字が分かったところでまた御報告を申し上げたいなというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

私が聞いておるのはそういうことを聞いているんじゃないんです。要するに、対象の子供は本巣

市に何人いますかと。全部で何人いるかと。前のときに全員で5万円ずつだったか、10万円ずつぽんと出たと思うんだけど、その人数と、今回の550名ぐらいになるかと思うんだけど、その人数がどの程度のパーセンテージになるのかということを探っているんです。だから、極端な部分で言うと、子供の数さえ分かりさえすれば、対象者をやれば何%とすぐに分かるかと思うんだけど、本巢市の子供の数すら掌握していないというなら答弁のほうは結構でございます。

○議長（大西徳三郎君）

小椋部長。

後からでもいいけど、一応そうやって言ってください。

○健康福祉部長（小椋真二君）

誠に申し訳ございません。ただいまその細かな数字を持ち合わせておりませんので、議員がおっしゃるとおり、子供の数、子供というのは18歳以下の子供だとすると、その数字に対して今回の対象者を割り戻した感じのパーセントだということであれば、またお答えできると思いますので、また後ほど説明させていただきたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

ただいま異議ありと発言がありましたので、起立によって採決いたします。議案第39号について、委員会付託を省略することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数であります。御着席ください。したがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

内容について、予算的にはどうのこうのということではなし、また子育て支援のことについても何ら問題もないであろうというふうに思っておりますし、デジタル化についても、国の方針ということについてはある程度は理解をするわけであります。けれども、この本巢市において、今このことを委員会付託を省いてまで予算化をする必要があるかということについては非常に疑問に思うわけであります。

また、基盤整備等々についても、今から何をするかということすら明確な回答が得られない中において、この予算を分かりましたと認めることについては、市民から負託を受けた議員として市民に対して説明ができないと私は感じております。ほかの議員はどう思うか分かりませんが、私に今市民から質問をされても分からない。よって、今質問等をしたわけでありませうけれども、明快な御回答がいただけなかったということになりますので、そういうことも含めて、この議案39号については反対の立場から討論に参加させていただいておるわけでありませうけれども、議員各位におかれましても、この1億4,000万という高額な金額でありまして、内容が明確ではない予算について認めることは到底できないと私は感じておりますので、議員各位におかれましても、市民からの負託を受けたという責任感を持った中において、御採決のほうをしていただくことを切にお願いをして、反対討論とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の意見がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 高橋勇樹君。

○9番（高橋勇樹君）

それでは、ただいま反対討論がございましたので、賛成の立場で発言させていただきたいと思っております。

先ほど鏝本議員がおっしゃられることもなかなか分かるところもありながら、今回の一般会計補正予算のこの議案につきましてもデジタル田園都市国家構想交付金事業についてのことで賛成させていただきます。

まず、今回ここで提出されたのも、交付金が決定された中で早期にやらなくてはいけないという事業だということを私は感じております。というのも、新庁舎が建設されます。それに向けての新しい事業ということで、その新庁舎に間に合わせるために今年度中に実証実験をしていかなければならないという部分も私は感じていますし、この議案をいただいてから1週間ほどございました。それまでに多くのことを私なりに調べさせていただいたところ、やはり書かない窓口やオンライン申請システム、もっとずっと楽々手続というのはちょっと別の市、行政にはなかったんですけども、そういうオンラインシステム導入や地図情報提供システムに関しましては、確実にやっていかなければならないというふうには私は感じておりますので、賛成の立場で発言をさせていただきますが、また金額に関しましては1億4,000万という非常に高額と思われるところがありますが、他の市町村を見てくると、これよりもっと高いところもありながら、金額としては同等に近いものかなというふうには思いますし、この金額だけを見ていくと私は非常に高いというふうには感じますが、これからDXを活用することによって人件費やその他もろもろのものが削減されていくというふうには私は感じておりますので、ぜひ進めていただきたいという気持ちでございます。

そういったことから、今回のこの一般会計補正予算に関しましては賛成の立場で発言させていた

できます。御賛同いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 澤村君。

○8番（澤村 均君）

このICT化というんですかね。これも地域格差、また年齢格差、こういうのが出てくると思います。出てくるというよりも出ていますよね。結局、北部地域であったら庁舎まで行かなければ結局何もできないとか、そういう部分でいくと、まだまだこの時期が尚早ではないかと私は思います。

それと、この費用対効果を考えたら、今の市役所の窓口の簡素化ということとこの金額を考えると、とてもとても、これは将来、まだ72%のカード普及率、そういうことを考えてみても、まだまだ時期尚早だと思い、私は今回は反対の立場から討論をさせていただきました。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

高田君。

○11番（高田浩視君）

賛成の立場から発言させていただきます。

今回、新規に取られましたデジタル田園都市国家構想交付事業、今回、改めまして書かない窓口システム、オンライン申請システム、地図情報提供システム、これはどれを取っても本巢市の住民福祉に十分資するものだとは僕は考えます。

しかしながら、鏗本議員が発言されたように新規の事業であること、そしてこの金額からいって、通常でいけば、僕はしっかりと定例会で審議すべき議題ではなかったかというふうに考えています。しかし、私は今は緊急事態だと考えます。このところのこの日本の情勢、非常に外国人が増えて、インバウンドが非常にどこへ行ってもあふれています。そして、そこで何が起きているかという従業員不足、労働者不足の現状がどこの場でも起きています。

そして、今言われているのは半導体に代表されるような電子機器の不足があります。これは緊急事態です。全ての市町村が今はデジタル化に向かって前へ進んでいきます。通常でいけば、6月の定例会でやっている。みんなの向かうところが向かっていく。本巢市は2月、来年の1年後に庁舎を完成させて、そこでしっかり運用を始めなきゃいけない。そこは一刻も早く他の市町に先立ってそのデジタル化の予算をつけて、電子機器、またそしてこれを担う人材をしっかり確保することが今は世の中で求められている。このデジタル化に対する人材不足が言われている、電子化の部品が不足しているのが、今地方自治体の全てのところで言われていることです。

これを早急にやって対応していくためには、庁舎の開庁に合わせて、しっかりそのときに本巢市民の住民福祉に資するためには一刻も早い、この緊急事態に十分備えるためには、この機会を十分

活用していただいて、僕は前へ進むべきだというふうに考えて、賛成の立場で発言させていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第39号 令和5年度本巢市一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本臨時会に提出された案件は全て終了しました。

これをもちまして令和5年第2回本巢市議会臨時議会を閉会とします。お疲れさまでした。

午前11時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 大 西 徳 三 郎

署 名 議 員 今 枝 和 子

署 名 議 員 河 村 志 信